（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二十九条　第二十七条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第三十条　第二十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

様式第一中「日本工業規格」を削る。

様式第二中「日本工業規格」を削る。

（未帰還者に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十三条　未帰還者に関する特別措置法施行規則（昭和三十四年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造） **第五条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第六条**　第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第七条**　第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	（フレキシブルディスクの構造） **第五条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第六条**　第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本工業規格Ｘ六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第七条**　第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二　（略）

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第二十四条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（表面）及び様式第三号（表面）中「日本工業規格　」を削る。

様式第四号（表紙）、様式第五号（表面）及び様式第六号中「日本工業規格」を削る。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二十五条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「日本工業規格」を削る。

様式第三号（表面）及び様式第四号（表面）中「日本工業規格　」を削る。

様式第十六号中「日本工業規格」を削る。

様式第十七号（裏面）中「日本工業規格」を削る。

様式第二十号、様式第二十二号及び様式第二十三号中「日本工業規格」を削る。